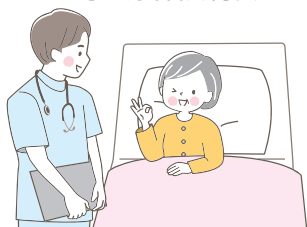
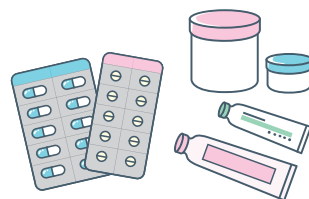


令和8年8月から高額療養費制度が改正されました

高額療養費制度は、ひと月に医療機関等に支払った医療費が高額になった場合に、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

医療費は、高額療養費のみに関わらず、全体として高齢化や医療技術の高度化により継続的に増加の一途をたどっており、現役世代の保険料負担が増え続け、このままでは公的医療保険制度そのものの維持が困難になる可能性があります。



今回の改正は、「応能負担」という観点から、自己負担限度額を見直すことで医療費制度自体の持続可能性を確保することが目的とされています。

この改正により、令和8年8月1日から所得区分に応じた自己負担限度額は引き上げられましたが、「多数回該当※1）」はそのままとなり、自己負担限度額の年間上限額が新たに設けられました。

詳細については、令和8年8月20日付青教職共第204号の通知文書をご覧ください。

高額療養費自己負担限度額一覧表(70歳未満)

【令和8年7月まで】

所得区分	区分	自己負担限度額	
			多数回該当※1
標準報酬月額 830,000円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% ※2	140,100円
標準報酬月額 530,000円以上 830,000円未満	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%	93,000円
標準報酬月額 280,000円以上 530,000円未満	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円
標準報酬月額 280,000円未満	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税	オ	35,400円	24,600円



【令和8年8月から】自己負担限度額の変更、年間上限額の設定

新設

所得区分	区分	自己負担限度額	年間上限額※3	
			多数回該当	
標準報酬月額 830,000円以上	ア	270,300円 + (医療費 - 901,000) × 1%	140,100円	1,680,000円
標準報酬月額 530,000円以上 830,000円未満	イ	179,100円 + (医療費 - 597,000) × 1%	93,000円	1,110,000円
標準報酬月額 280,000円以上 530,000円未満	ウ	85,800円 + (医療費 - 286,000) × 1%	44,400円	530,000円
標準報酬月額 280,000円未満	エ	61,500円	44,400円	530,000円 ※4
住民税非課税	オ	36,900円	24,600円	290,000円

【令和9年8月から】

自己負担限度額の所得区分が、さらに細分化される予定

※1 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上の高額療養費を受けた場合には、4カ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

※2 医療費とは、保険適用される診療報酬の総額(10割)です。

※3 年間上限額は、毎年8月から翌月7月までの12カ月間の合計を対象とします。

※4 標準報酬月額が15万円以下であることを確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。